

短期入所生活介護及び介護予防短期入所介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人武州清寿会が開設する指定短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホーム吾野園」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある高齢者等に対し、適正な短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営めるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、以って要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 短期入所生活介護事業及び予防短期入所生活介護を行う主たる事業所の名称、所在地、及び定員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|------------------|
| 一 名 称 | 特別養護老人ホーム 吾野園 |
| 二 所在地 | 埼玉県飯能市大字南川2091番地 |
| 三 定 員 | 8人 |

（事業所の職員の職種、員数及び業務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人 （介護老人福祉施設吾野園施設長兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医 師 1人 （非常勤職員1人）
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

- 三 生活相談員 1人 (常勤職員1人・介護老人福祉施設の生活相談員を兼務)
生活相談員は、利用者及び家庭等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 介護支援専門員
介護支援専門員は介護サービス計画の作成を行う
- 五 看護職員 3人 (常勤職員3人、介護老人福祉施設の看護師を兼務)
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、健康衛生の指導や看護を行う。
- 六 介護職員 21人 (常勤換算、介護老人福祉施設の介護職員を兼務)
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 七 管理栄養士 1人 (常勤職員1人 介護老人福祉施設の管理栄養士を兼務)
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。
(介護老人福祉施設の栄養士を兼務)
- 八 機能訓練指導員 1人 (常勤職員1人・介護老人福祉施設と兼務)
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 九 調理員
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。(介護老人福祉施設と兼務)
- 十 事務職員 1人 (常勤職員1人、介護老人福祉施設の事務職員を兼務)

(指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の内容)

- 第5条 短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。
- 一 利用者の対象は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
 - 二 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
 - 三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
 - 四 従業者は、短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 五 短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 六 短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者に対しては、必要に応じて、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護計画の作成)

- 第6条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、上記の短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の利用料及びその他費用の額)

- 第7条 短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護又は予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割（但し介護負担額2割の方は2割負担）の額とする。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- 一 厚生大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利用した場合の使用料
- 二 送迎に要する費用（厚生大臣が別に定める場合を除く）
- 三 食 費 1日当たり 1, 6 5 0 円（朝食・昼食・夕食 各 5 5 0 円）
- 四 居室利用料(滞在費) 1日当たり 9 1 5 円
- 五 美容代 実費（2, 0 0 0 円）
- 六 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費又は以下による
日常生活費 1日 3 0 0 円（希望者のみ）
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

- 第8条 通常の送迎の実施地域は、飯能市、日高市、秩父市（一部限る）、横瀬町の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者は、次に掲げる事項を重視すること。
- 一 協同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥棒、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期生活介護及び予防短期入所生活介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に対して24時間連絡体制を確保し病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人武州清寿会理事長と事務所の管理者の協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成12年 10月1日から施行する。

この規程は、平成13年 8月1日から施行する。

この規程は、平成14年 10月1日から施行する。

この規程は、平成16年 11月1日から施行する。

この規程は、平成17年 9月1日から施行する。

この規程は、平成17年 10月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 6月1日から施行する。

この規程は、平成24年 9月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月1日から施行する。

この規定は、平成28年 8月1日から施行する。

この規定は、平成29年 4月1日から施行する。

この規定は、平成31年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 4年 9月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月1日から施行する。

利用者からの苦情を処理する為に講じる措置の概要

事業所または事業者名	特別養護老人ホーム吾野園
申請するサービス種類	老人短期入所事業

- 1、利用者からの相談または苦情などに対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
 - ・ 相談、苦情に対する常設の窓口として、管理者を充てる。 尚、担当者が不在の場合には、他の相談員が対応できるように引継ぎを行う。
TEL 0429-78-2610
FAX 0429-78-2611
(相談担当者) 生活相談員 (管理者) 加藤 徹 留
- 2、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ・ 苦情があった場合、直ちに担当の介護支援専門員が相手方に連絡を取り、事情を確認する。
 - ・ 苦情がケアプランに関するものであった場合には必要に応じて検討会議を開催し、その結果に基づいた対応を行う。
 - ・ 苦情がサービス提供に関するものであった場合には当該サービス業者に対して連絡を取り事情を確認する。
 - ・ 上記いずれの場合でも、翌日までに具体的な対応を行う。
 - ・ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。
- 3、苦情があったサービス事業者に対する対応方針等
 - ・ 苦情があったサービス事業者に対しては、ただちに連絡を取り、事情を確認する。
 - ・ 必要に応じて、サービス事業者に対して、今後の具体的な対応方法を求め、利用者に通知する。
- 4、その他
 - ・ サービス提供の質を高めるため、全職員に対する定期的な研修及びケース研究会議を行う。